

金融経済教育推進機構職員給与規程

〔令和六年六月二十八日〕
規程第四十三号

（目的）

第一条 この規程は金融経済教育推進機構職員就業規程（令和六年規程第十五号。以下「就業規程」という。）第四十六条の規定に基づき、金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）の職員となった者の給与の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（出向者の給与）

第二条 機構は、外部の組織から機構に出向する職員の給与について、出向元の組織における処遇と均衡を図るため、以下の各号に掲げる組織から出向した者に適用する規程を別に定めるものとする。

- 一 国及び地方公共団体
- 二 民間組織等

（専門スタッフ職員の給与）

第三条 金融経済教育推進機構専門スタッフ職員就業規程（令和六年規程第十六号）第二条に基づく専門スタッフ職員には、外部の組織から機構に出向する職員であるか否かを問わず、別に定める規程を適用する。

（機構が選抜試験により採用した職員の給与）

第三条 機構が金融経済教育推進機構職員人事・採用規程（令和六年規程第十九号）第二条第一項に基づき採用した職員の給与に関する規程は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和六年七月一日から施行し、同日から適用する。